

第三十回国会 逓信委員會議錄 第七号

昭和三十四年二月十八日(水曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 淺香 忠雄君

理事秋田 大助君 理事上林山榮吉君

理事進藤 一馬君 理事橋本登美三郎君

理事小松信太郎君 理事金丸 德重君

理事原 茂君 理事森本 靖君

理事 椎熊 三郎君 武知 勇記君

理事 平野 三郎君 早稲田柳右衛門君

渡邊 本治君 大野 幸一君

出席國務大臣

郵政大臣 寺尾 豊君

出席政府委員

郵政事務次官 廣瀬 正雄君

郵政事務官 板野 學君

(郵務局長)

郵政事務官 加藤 桂一君

(貯金局長)

郵政事務官 大塚 茂君

(簡易保険局長)

委員外の出席者

郵政事務官 上原 一郎君

(大臣官房文書 課長)

專門 員 吉田 弘苗君

二月十八日

理事原茂君同日理事辞任につき、その補欠として森本靖君が理事に当選した。

二月五日

駅内に無集配特定郵便局設置の請願

(佐々木三三三君紹介)(第九六三三号)

三谷公民館に公衆電話架設の請願

(森本靖君紹介)(第九六四四号)

高井部落に農村電話架設の請願(森本靖君紹介)(第九六五五号)

手結山地区の電話普通加入区域編入

に関する請願(森本靖君紹介)(第九六六六号)

影仙頭及び小川部落に農村電話架設

の請願(森本靖君紹介)(第一一三三三

号)

同月十日

神戸市に簡易保険、郵便年金加入者

保養ホーム設置に関する請願(小松

信太郎君紹介)(第一一八八号)

同(五島虎雄君紹介)(第一二九五号)

同月十六日

四ツ谷部落等に農村電話架設の請願

(福井盛太郎君紹介)(第一四四六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金

部資金所屬の運用資産の増加額の一

部を交付するための大蔵省預金部等

損失特別処理法第四條の臨時特例等

に関する法律案(内閣提出第六三三三

簡易生命保険法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一〇二二号)

郵政行政に関する件

○淺香委員長 これより會議を開き

ます。

郵政行政に関する件について調査を

進めます。

質疑の通告があります。これを許し

ます。金丸德重君。

○金丸(德)委員 私は大へんこまかい

ことをお尋ねして恐縮であります。

郵便事業全般にわたることでもありま

すので、多少こまかくなこともお許

しをいただいて私のわからない点を御

解明願いたいと思うのであります。初

めに数字にわたりますので郵務局長の

方からお答えをいただき、さらに全般

的問題について郵政大臣の御方針を

承りたいのであります。

大体戦後十何年か経まして郵便事業

も一時の非常の状態から脱却して通常

の状態、平衡の状態に入つたと思うの

であります。この機会に各種郵便の

コスト計算といふことが、どの種類の

ものがどのくらいもうかって、どの種

類のものはどの程度損をしておるか

という事について承わっておきたいと

思います。

○板野政府委員 お答え申し上げます

す。原価計算の關係につきましては、

私の方では経理局で毎年の郵便物数あ

るいは決算上の支出といううような面か

らいろいろ試算をし、計算をいたして

おるわけでございますが、一応三十二

年度におきます主要種別ごとの計算

の結果を申し上げてみますと、第一種

郵便物で六円四十二銭、第二種で四円

四十一銭、第三種で六円三十一銭、第

五種で六円三十五銭、それから普通の

速達で二十七円五十九銭、普通小包が

百二十円二十六銭、書留小包が百二十四

円八十銭、大体このような状況になつ

ております。

○金丸(德)委員 そうしますと一種の

方では三円五十八銭というもうけにな

り、二種の方で五十九銭のもうけにな

ります。今のお話そのまま承わってそ

ういうことになるのですが、一つざつ

と承わりたい。

○板野政府委員 個別の原価から申し

ますと、ただいま先生がおっしゃいま

したように、一種の方では三円何がい

のもうけというか、そういう計算にな

ります。二種の方におきましては、年

賀はがきを含めたものの計算が四円四

十一銭ということになります。通常

はがきだけにしますれば、これは計

算はここにございませぬけれども、五

円をちょっと上回るのではないかと

いう見込みでございます。

○金丸(德)委員 二種の方でもそうす

ると損をする、通常だけでは損をする

という事になりますか、年賀の方は

四円でございますか、これを抜いて通

常の二種だけで計算してどういうこと

になりますか、もう一度承わりたい。

○板野政府委員 年賀はがきを抜きま

すと、大体とんとんか、ちょっと損を

するのではないかとしよううな計算に

なると思ひます。一応これは見込みで

ございまして、まだはつきりしたのも

ではございませぬ。

○金丸(德)委員 そこで、この三種以

下の方ではかなりの損をしていそうだ

という計算になりますか、一種の方

は相当のもうけがあるのかかわら

ず、郵政省の全体の利益が上つてこ

ないところを見れば、三種以下におい

はかなりの損をしておるとどうと見な

ければならないわけでありまして、その

三種以下のうちのどういふものについ

てどの程度の欠損を生じておるか、それ

についてちょっと承わっておきたい。

○板野政府委員 三種の原価が一応こ

こに六円三十一銭と出ておりまして、

三種の中には低料扱いのもの、いわゆる

月三回以上の発行にかかる新聞紙等

が一回でございまして、その分につ

きましては五円何がいし、それから

低料金以外のものは四円でございます

ので、その分についても少し赤が出

る。それから四種につきましては、そ

の中の種類によりまして、たとえば種

子のごときは百グラムまで二円、ある

いはその他の盲人用点字のごときは

一円といううな工合でございまして

で、これも相当の赤字が出る。それか

ら五種は、一応ここでは六円三十五銭

といううな原価が出ておりますが、

これは百グラムについて八円というこ

とになっておりますので、この分につ

いては、重量その他の關係もございま

すので、赤になるか、あるいは少し

得になつておるかという判定が非常に

むずかしいのでございまして、それ

も、一応形式的にはこれは黒というう

な数字が出ておるわけでございます。

○金丸(德)委員 そういたしますと、

小包郵便の方は一応別といたしまし

て、通常郵便の方につきましては一

種、二種は大体とんとん、それから五

種の方は幾らかもうけになりそうだ、

四種については、これは損は覚悟だけ

れども数が少ないということで、問題はやはり低料扱いの三種にあるように思うのであります。そこで、こういう傾向、三種において非常に損をして、一種の方でもうかっておるのにかかわらず、原資的に考えてなお施設の十分な対策がとれ得ないとか、あるいは局舎の金をよそから借りてこなければならぬとか、あるいは定員の増がでないとか、給与の面とかくどうも窮屈であるとかいうような原因を調べてみますと、三種における欠損が大きな原因であるように思われるのであります。こういう傾向は、終戦前にもあったのか、また終戦後において特に顕著に現れられておるのか、その点の御觀察を承わっておきたい。

○板野政府委員 終戦前におきましても、やはり三種料金に非常に安過ぎるのじゃないかというような点は、従来とも非常に問題になっておるわけでございます。まして、終戦後におきましても、特に最近の傾向といたしまして、三種以下が非常にふえておる。その量を申し上げますと、昭和二十一年におきましては、一種は全体の四一%、二種は四一%、三種以下が一八%というような状況でございました。ところが、三十二年におきましては、一種が二一%、二種が三七%、三種以下が四二%、このような大きな増高を示しておるわけでございます。特に三種以下は非常にかさばるものでございまして、重量あるいは容積も非常に大きいということからいたしまして、事業のいろいろな取扱いの面におきましても、相当こういう三種以下がふえるということによりまして、あるいはこれを運搬するようないろんな施設、あるいは倉庫の面につき

ましても、相当こういう面の増加というものを考えて施設をしていかなければならないし、また私どももそういう考えのもとでいろいろ計画をし、また実行にも移しておるような状況でございます。

○金丸(徳)委員 委員私も実は郵務局の方からちょうどいい資料をいただいたところによりまして、勉強をいたしたところによりまして、二十一年ごろと昨年の取扱部数などを比べてみますと、その他のものは別といたしまして、いかにもこの三種のふえ方が多い。これは数量だけで見てもそうでありまして、さらに目方といえますか、かさの点からいいますと、大へんふえ方のように思われます。二十一年、二年あるいは三年ごろ、あの紙の事情の悪いときにおきましては、雑誌もきわめて薄かった、新聞もせいぜい四ページ程度のものがあつたのであります。それが現在におきましては十何ページという新聞が出されておりますし、雑誌などの面におきましても、早い話が二十ページか三十ページで薄紙かさで出されたところのあの通信協会雑誌が、今はもうりっぱな体をなした協会雑誌として世間にこれも多数出しておる。その他の市販されておるところの一般雑誌などにおいては、その量と申し、かさとも申し、非常なものだと思ふのです。ここに現われておるような、二十一年においては、第一種が四一%、第三種が一八%というようなのに対して、三十二年度においては、第一種が二一%、二種は別といたしまして、三種が逆に四二%というふうな、数においても逆転しておるばかりでなしに、かさでい

ますと、これは数倍どころか、十数倍も、あるいはそれ以上のものになっているように思われるのです。そういういたしますと、これは料金問題は別といたしまして、それに対する対策というもののがどの程度に取り行われておるのか。たとえば区分だなの問題でありまして、あるいは局舎の広さの問題、あるいは通送用のその他の用具の問題、あるいは集配人のカバンの問題、自転車の施設、そういうものが、終戦直後における数、量のもので現在における数、量、こうしたものと比較して、果して適当になされておるかどうかにについて承わりたいものであります。

○板野政府委員 答えたいと思います。こまかい、自転車とかあるいは自動車等の数字を持ち合せておりませんので、またいづれ後ほど提出したいと思ひますが、大体私どもの対策といたしましては、局舎の面におきましては、一人当りの使用坪数の改善をはかりまして、相当坪数の増加を考えまして最近の建築をいたしておるようなわけでございます。またこの集配の關係につきましては、集配のいわゆる機動化というものははかりまして、自転車で積めぬのはバイクモーターなりあるいはスクーターあるいは自動三輪車をもつてこれを運ぶ、また非常なかさのものを、非常に重量の多いというようなものは専用自動車でこれを集配するといふような方向に著々と計画を進めておるようなわけでございます。また非常に部数が多いので集配カバンの中に入り切らないというところも相当ございまして、そういう場所につきましては、本年度から前送保管所、いわゆる機動力でそういう集配個

所の多いものは先に送っておくというような保管所なりまたは保管箱というようなものを設置いたしました。郵便局から出るときにはそうたくさんかさばつたものを持つて出る必要がないような方法も考へる、また自転車なりスクーターのうしろに積みます集配カバンも小さいものですから、そのカバンのかわりに集配箱というようなものもただいま試作をしております。早くこれに配付をいたしまして、集配カバンで足りないようなところの補いをいたしたい、また私書箱につきましても、これもできるだけ一つ各郵便局に十分にこれを備へまして、できれば利用者の方がこまめに取りに来ていただくような措置も講じたい、このように考えております。またポストにつきましても、利用のたくさんあるようなところにつきましては、たくさん入るような大型ポストをできるだけ配置するようにいたしたいと考えております。

○金丸(徳)委員 いろいろこれに対する対策を練っておられるようであります。その点御信頼をいたしておるわけでありまして、ただ私は山の中に住んでおりますが、通送を受け持っておられる人たちが、それから特に集配を受け持っておられる人たちの苦勞をまのあたりよく見ておるものであります。終戦直後などにおきましてはそれほど目につかなかつたのであります。最近ではあのカバンに入り切れない、例の郵便屋のカバンというものは口が大きくて、その方面によくたとえ話にとられるくらい口が大きいのが特徴であります。あのカバンに入り切れない、何かに袋に入れて

背負い歩いておられるというような例もよく見ます。それから、ことに山を越え谷を渡つて一軒々々配達するというような場合においては、かつて終戦直後などにおいては手でもってある程度のものは持ち歩いて、そして一軒々々配るのにそれほどの勞力を感じなかつた。ところが現在におきましては、あの重いものを背負つてそして山を越えたりまた谷を渡つたりして受取人のところに届けておるようであります。この点が私どもには最近非常に目につけて参つておる。それはどういふわけかと思つて、実はそんなことも氣になつたものですから、物数の状況はいかにかとお尋ねいたしましたら、こういうふうな数字を明らかにされたのです。これで見ますと、なるほど二十数倍、三十数倍というふうな、量の面でまた目方の面でもそれほどのものがふえております。終戦後数年間と今日とを比べてみますと、そのようになつておるのです。そういうふうな方に対して、果して郵務局あるいは経理局といったような郵政当局の方でとっておられるところの対策というものがマツチしておるかどうか、この点が非常に心配になつたのです。いろいろと御苦心なさつておられて、今のポストの大きさの問題であるとか、あるいは自転車の増備であるとかいふようなことをお考えになつておられるようでこの点はありがたいのであります。しかし考えてもそれは間に合わない程度の考え方であつては不親切ではないかと思ふのであります。十分に間に合うような対策が現在の郵政財政の中で考えられるのかどうか、これを一つ数量的にお考えをお示し願ふと私どもは安心できるわけであ

○淺香委員長　森本靖君。

○森本委員　大臣の施政方針に關係を
いたしまして、簡単に聞かしておき
たいと思います。

それというのは、今郵政省の設置法
の一部を改正する法律案が内閣委員会
において審議をされておりますので、
これは内閣委員会において質問をし
てもいい事項でありますけれども、一
応時間の関係上、この委員会におい
て大臣に直接聞いておきたいと思いま
す。今回の設置法の改正において官房
局長を設置をせられるわけであります
が、現在の郵政省の本省における部局
長というのがどうなっておりますか、
私も大体は知っておりますが、あらた
めて大臣から次官、局長、それから部
長の地位をちょっと説明願いたいと思
います。

○寺尾國務大臣　これは私よりも森本
委員の方がもっと詳しいかも知れま
せんが、御承知のように、局長が六局
長、それから大臣官房三部長、それか
ら電氣通信監理官二名というのが大体
主たる機構になっておるわけでありま
して、大臣官房の三部長はこれは同
列、各局長ももちろんそうであります
が、そういうような一応形になって
おります。

○森本委員　それで、大臣の下に、こ
れはむろん副大臣としての政務次官
があることは別ですが、その下に事
務次官があつて、その事務次官の下に
六局長あり、三部長あり、それから電
氣通信監理官がおるといふものでは
ないですか。局長と部長と電氣

通信監理官のいわゆる席次といいますが、そういうものはどうなっているんですか。これは事務次官でもおつたらよくわかると思うんですが……。

○上原説明員 お答えいたします。席次と申しますと、はなはだむずかしいのでございますけれども、ただ単に並べ方ということになって参りますと、今森本先生がおっしゃったように、政務次官、事務次官は別といたしまして、そのあと一応官房ということでは文書課長が参りまして、その次に電気通信監理官二名が入って、それから官房の人事、資料、建築、それから郵務、貯金、電波、経理ということですと並べてあります。

○森本委員 並べてありますが、そこで私の聞いておるのは、現在のこの指揮命令系統というものは、要するに部長は直接次官に直属するということになるわけですか。その指揮命令系統をちょっと御説明願いたい。どうも郵政省の電気通信監理官というのはえらいようで、また下のようにあり、ちっともその地位がはっきりわからぬので、その指揮命令系統というものはどうなっておるかということです。

○上原説明員 人事部長、資料部長等の官房に置かれた部長は、組織的にはこれはやはり大臣の部下というか、大臣の指揮命令を受けております。ほかには電気通信監理官というのは、これは特別な職ということで、大臣官房において大臣官房のうちの事務の電気通信監理の事務を所掌するというもので、いわば組織論としての部長ではございませんで、特別な職ということで、特別な条文で規定してある、こういう関係になっております。

○森本委員 それで、これはやはり事務的には事務次官が三郎、六局、電気通信監理官の上になるわけでしょう。指揮命令系統としてはどうなんですか。この部長は次官を追い越してそのまま大臣と直属と、こういうことですか。

○上原説明員 それは局長と同じこととさせていただきます。

○森本委員 そうすると、電気通信監理官と三郎長、六局長というものは同列に置いて、次官にいわゆる指揮命令を仰ぐ、こういうことになるわけですか。

○上原説明員 さようでございます。

○森本委員 そうすると、通常この官房の三郎長というのと電気通信監理官というのとは、席次というものは大体どうなんですか。並べ方は。

○上原説明員 それは並べ方でございまして、別段どちらがえらいとか下だとかいうことはございません。

○森本委員 これは並べ方は一応その人の個人としての経歴とか、個人としての古さとかいうことでおそらく今まで席次をきめておられると思うのですが、私が聞いておるのは、一応官職としての席次ということになるとこれはどうなるのですか、あくまでも同列ということですか。

○上原説明員 形式的に申し上げますと同列でございます。

○森本委員 そうすると文書課長という地位はどうなるのですか。

○上原説明員 これは非常に複雑でございます。直接次官の指揮命令は受けますけれども、かといつて局長よりも下だというように位置に置かれておりますが、ごく形式的に申し上げますと

すと、やはりこれも官房の事務については同列である。そのほかの上下の問題になりますと、これは実際上の問題でありまして、法律的には同列であると申し上げざるを得ないと思います。

○森本委員 そこで、今度の官房長ができた場合の文書課長はどうなるのか。

○上原説明員 官房長ができた場合の文書課長ということになります。それじゃ現在の文書課長はどういう職務であるかということをごく簡単に申し上げますと、形式的に申し上げますと総合調整の事務と対外連絡、あるいは法令その他庶務ということになっております。そのうちの事務を分担いたしました。現在文書課と調査課というのがございまして、文書課は主として法令関係の事務をあれする、それから調査課はどういうふうにするかという問題になりますけれども、総務課的なものを持たせるといったようなことで、官房長は文書課と現在のところの調査課、あるいは今のところ別のことを考えておられますけれども、そういったものを部下に従えるということになります。

○森本委員 その別のことを考えているということはどういうことですか。

○上原説明員 現在の文書課長と申し上げます。文書課の事務が非常に広範にわたっておりますので、これを二つに分けるということでございます。

○森本委員 そうすると今度の設置法の官房長ができた場合には下の方の構成はどうなるのですか。

○上原説明員 お答えいたします。文書課長、それから、これは名称がまだきまっておりますけれども、今考えて

おりますのは総務課長といったようなものを考えております。

○森本委員 そうすると調査課というのはなくなるのですか。

○上原説明員 ええ、なくなります。

○森本委員 あとこの官房長ができることによって変るような課はありませんか。

○上原説明員 ございません。

○森本委員 そうすると官房長の下に直属の部下としては文書課長と総務課長とこの二つだけですか。

○上原説明員 ごく組織論的に申し上げますとそういうこととさせていただきます。そのほかに現在ありますものとして専門調査官というのがあります。それから電波監理審議総務官というのものを置いておられますが、そういった職に属するものがいわば官房長の直接の指揮下に入るといふふうに考えております。

○森本委員 そうすると今の三郎長の地位はどうなるのですか。

○上原説明員 この三郎長は、御存じの通り国家行政組織法の二十一条だっと思ひますけれども、現業官庁につきましては特別の定めをすることができるといふふうに規定されております。従ってこの郵政省の部長というものは各局長と同格というふうに一応概念づけられると思ひます。従って官房長は、この部長に対して、各局長に対すると同様に、総合調整という面については大臣の命を受けて特別の所掌事務について連絡調整に當ることができまうけれども、具体的な指揮命令の關係というものはございせん。

○森本委員 大臣にお聞きしますが、この官房長を置いた場合、官房長の地位というものは、郵政省の中において

どういう位置づけを行うつもりですか。次官、局長、部長、それから電気通信監理官と、今でもいいかげん序列がやかましいときにおいて、今度こういう官房長ができた場合に、この官房長というもののいわゆる位置づけというものをどういふふうにお考えですか。

○寺尾國務大臣 三郎長と同格という考え方をいたしております。

○森本委員 これは速記録に残りますので、一つはっきりしておきたいと思ひますが、三郎長と同格ということになりますと局長よりは下ということになるわけですか、一応概念的に申し上げますならば、これは大臣に答えてもらわぬと、文書課長の答弁ではだめなんです。設置法の改正案として官房長の新設をするということをお内閣提出で出しているわけですから、ここで大臣に一つ位置づけというものを明確にしてもらいたい。というのは、将来必ず位置づけとかいうことで、問題が起るとは考えぬけれども、ああでもない、こうでもないという論争が必ず省内において起ると思ひます。ですからこういう際に一応大臣として将来の問題を考えて明確にしておいてもらいたい、こういうことです。

○寺尾國務大臣 部局長と同格、かように一つ御了承願ひます。

○上林山委員 閣下。森本委員の今の質問は私は非常に適切だと思うので、われわれもときどきそういうことを考えて、一体どうなるんだらうということに疑問を持っておりますが、今大臣のお答えで部局長と同格である、こういうことで一応郵政省としての考えはきまったかと思ひますが、しからば仕

事の内容、それから各省の官房長とどういうふうな違うか、各省の官房長と同じ仕事を扱うかどうか、あるいは同じ仕事を扱わないとするならば、これは各省の設置法でそれぞれきまっているわけですが、ほかの省で言っている官房長と郵政省で言っている官房長とは、身分も仕事の内容も違うというところになるのかどうか。この点について一つ明確にしておきたいと思う。これはやっぱり各省とのかね合いもございまして、この点は一つ明確にしておきたいと思ひます。

○廣瀨政府委員 設置法につきましては私が内閣委員会に出ることが多うございまして、私から大臣にかわりましてお答え申し上げたいと思ひます。官房長は官房の長といたしまして官房の三部並に監理官の調整連絡に當るといふのが仕事であります。それから他の省の官房長との関係でございまして、全く同じ取扱ひの官房長でございまして。

○上林山委員 そうすると疑問がまたわいてくるのですが、地位は部局長と同じである、ところが各省の官房長もあるいは部局長と同地位であるかもしませんが、取り扱う仕事の内容は、ことに省を代表して、たとえば大蔵省との折衝なりあるいはその他のいろいろな折衝等については、どちらかといえば、大臣、次官に次いだ扱ひを總括的にやるのが相当であるようにわれわれは聞いておる。するとその矛盾は、地位は部局長であるが、仕事の内容は省全体の横の連絡あるいは外に對する總括的な折衝、こうしたようなことになつてゐるのですか。

○廣瀨政府委員 外部の折衝につきましては、大臣にかわつてやりますこともあり得るわけなんですけれども、そういうような外部関係は各省によりまして、官房長の実力と申しますか、省内における関係から、いろいろ仕事の内容が違つてゐるようでありまして。たとえば建設省のごときは、官房長といふのは組織の上からは他の省の官房長と同じでございましてけれども、非常に実権を握つておられます、官房長からよく事務次官になるというような道が多いようでありまして、大蔵省の官房長のごときは、局長よりも月給が少いというような関係になつておるようでありまして。

○森本委員 今政務次官から、たとえば次官コースというやうなことに付いては、よそはさうなつておるといふ話がありましたが、官庁というところは非常に序列というのを昔からやつかしく言うところでもございまして、これが下手なことになる、官庁内の指揮統率といふことも、非常に混乱を來たします。特にこれは執拗でございまして、特にならば文書課長並びに総務課長を官房長が統括するといふことは當然の理として、一応三部長といふものは官房長のもとにある。そうして局長は次官から指揮命令を受けるわけですから、次官、官房長、それから官房長は三部長に指揮命令権があつて、そしてその下に局長という格好で筆頭局長といふやうな形がこの官房長といふのには最も望ましいんじゃないか。そういうやうな位置づけをしておけば、あまり間違ひがないじゃないか。ところがさつきのように部局長と同格と

いうことになりまして、実際の場合部長と局長と同格といつたところで、現実の問題としては局長が上であつて、部長は下としたものであります。そこで今度次官にだれがなるか、大體平生から一つの構想といふものを、さうとつて人事といふものが行われぬやうな形のものを作つておいたら間違ひないと思ふ。だからさつき官房長を作るにしても、この官房長といふものが三部長、六局長とまた同格といふことになつて、競争相手が一つよけいふたといふことになつて、非常にややこしいやり方になるんじゃないか。官房長といふものの地位をつくるなら、私はやはりこの際大官房長なら大官房長といふ建前において、その官房長のもとには文書課長、総務課長がある。そして筆頭局長といふ地位にあつて、結局局長クラスと並べるというやうな形をとるのが最も明確じゃないですか。それを今言つたやうに官房長は三部長、六局長と同格といふことになると、同格の者が十人できて、なかなかむずかしい格好になるのじゃないかと思ひます。現実の問題として、理論でなしに現実の問題としてはさういふことが持ち上つてくるのじゃないか。さらに電氣通信監理官といふ地位を位置づけるにつきましてはなかなか不可解な位置づけをしなればならぬ官職にあるわけですね。

○廣瀨政府委員 ただいま森本委員から御意見がありました。現在郵政省で考へておられますことは先刻大臣からお答えいたしましたやうに、この官房格である、郵政省全体から考へますと部局長全体と同格であるというやうに考へておるのであります。官房の長といたしまして、一応長ではございします。三部、二監理官を連絡調整をいたしますけれども、実質の仕事の上からはさうの上に乗つてゐるというやうな考へてはございません。三部長は先刻文書課長から御説明いたしましたやうに、現業の官房の部長でございします。で、さういふやうな局長同格の仕事をやつておられますことは御承知の通りなものであります。でありますからその上にさらに副事務次官といふやうなものを作るのでなくて、部長、局長同格の官房長であるというやうに今のところ考へております。

○森本委員 そういふ部長と局長と同格の官房長だつたら必要はないじゃないですか。どうして部局長と同格の官房長が現在必要なのですか。現実の問題としてそんな部局長と同格の官房長を置いて、その官房長が一体どういう役割をするか。その調整をするのなら今の文書課長でけつこうでできるわけであつて、文書課長は先ほど調整をするといふことを言われておつたが、ただこれが三部長の上になる、あるいは局長の筆頭局長といふことの官房長といふものを置くなら、これは意味があると思ふのです。

○廣瀨政府委員 今の文書課長を非常に拡大強化したといふやうな格好になるのでございしますが、文書課長の仕事は現在非常に忙しゅうございまして、ほんとにうんでんて舞ひをやつております。私が入りますまではそんなことはなさそうに考へておりましたけれども、入つてみまして文書課長の官房の中における、また他の局長等との連絡調整の仕事がいかに大きいことといふことにびっくりいたしておるやうなわけでありまして、非常に多忙で仕事がいけないものでありますから、どうしても他の省のやうに官房長が必要だといふことを考へるに至つたのであります。まあそのほか御承知の通り特定郵便局が全国で一万四、五千ありまして、その特定郵便局の仕事というものは各部局にまたがっておりますが、さういふまたがっております仕事を調整するといふやうな仕事もございまして、それから電氣通信につきましても監理官がやっておりますけれどもいろいろ調整の仕事もございまして、さういふやうなことでも官房長が必要だといふやうなことになつたわけなのでございします。

○森本委員 現在の文書課長が非常に忙しいので官房長——忙しいといふことについては私もよく見ておつてよくわかります。たださういふ官房長を置くとしたら、今の官房長にちよつと毛がはえたくらい、ちよつくらえらくなつたといふくらいで、三部長と同格にするといふことの考へ方は改めて、やはり官房長といふものの位置づけを明確にすべきではないか。さういふのと同一クラスの者がよけいできた、これははつきり言つてけんかのものであります。大體官庁というところは先ほどから私が言つておるやうに序列といふことを尊ぶところですから、一つ階級が違つてくると案外命令系統がすなおにいく。ところが同格といふことになるとなかなかやかし。お前はこれに指揮命令権はないといふことに

なりがちの場合が往々にしてあるわけ
です。それを今六局長、三部長と同格
と言ったけれども、現実の問題として
は、郵政省内としては局長の一クラス
上という形の体制をとっておるわけ
です。だからそれと同格の者を一人置く
という事は、運用面で現実の問題と
してはなかなかむずかしいのじゃない
か。せつかくあなたが考えておるよう
な問題はやはり現実に運用していくと
いう面については、私が言ったような
大官房長という考え方における
官房長の任命をしていった方がもっと
スムーズにいくのじゃないかというこ
とを考えておるわけです。その点につ
いて大臣の代理として政務次官から御
答弁願えればけっこうですが、その位
置づけというのについて現実にはこの
問題を処理していく場合においては、
大官房長という考え方に、たと
えば副事務次官という考え方に
おける官房長というものを考えていか
なければ置かざる意味がないんじゃない
か。かえって置いたで混乱をする
のじゃないか、こういうことを言いた
いわけですが、どうですか。

○廣瀬政府委員 官房長の各省におけ
る立場、地位なんというのは、私いつ
も同じだと思えますけれども、実際の
取扱いの面になりますと、大蔵省のご
ときは官房長をやった者が局長になる
というように、局長よりも多少
格が低いような取扱ひをやっているよ
うでございます。ところが建設省のご
ときは、これは技術屋と事務屋が交互
に事務次官になるというような慣習も
ございまして、官房長から事務次官に
なる者が建設省にはあるようござい
ますが、省によっていろいろ違うよう

でございます。そこで郵政省といたし
ましては、今のところ他の部局長と同
列に考えておりました、同格に考えて
おりますけれども、実際の仕事の運用
によりまして適材を適所に据えるとい
うようなことになってくるのではない
かと思っております。

○森本委員 適材適所においてという
ことでありますが、それは現実にはこれ
を施行する場合にはそういう考え方で
やらなければならぬということではけ
っこうですが、ただこれを現実運用す
る面については、やはり郵政省として
は建設省のようなないいわゆる副事務次官
というふうな考え方において官房長を
扱っていった方が、この官房長を置い
た意味が出てくるのではないかとこの
ことを言っておるわけですが、だから現
在この法律がかりに通過をするという
段階になった場合は、この問題を大臣
としてもそういう考え方でやってい
った方がよくはないか。これは今のだれ
それ、かれその人間に当てはめて考
えておったのでは話にならない。これは
全体的ななにかから見て、そういう地位、
位置づけというものを考えていった方
が、官房長を置いたということについ
ての意味が出てくるのではないか。そ
の下に文書課長と総務課長がやはりま
だおるわけですから、その上にできた
官房長が部局長と同格でまた部長が一
人ふえたというような格好でやられる
とかえって意味がないのではないかと
私はこういうことを言っておるわけ
です。これは非常に将来にとって大事な
点ですから特に聞いておるわけです。
○寺尾國務大臣 森本さんの御意見も
私は非常によくわかります。ただその
人事の運用、こういったようなものに

おいて、官房長というふうなものがい
つでも次官になるのだというルートで
はなく、むしろそういう非常にすぐ
れた、あるいはまた序列その他から
いっても官房長に、次の次官になり得
られるような経歴の者がそこへまた
ますれば、その人が次官になるとい
うこともございましょうし、またほか
の方に、より先輩、より実力者があつ
たとすれば、またほかの方の局長も次
官になることもあり得るのではない
か。そういうことで特に今回の官房長
そのものを、御意見は私はよくわか
りますが、今回官房省で設置しようとい
います官房長としては、一応部長、局
長と同格ということにおいて、そうし
て御注意の点等につきましては、官房
長に非常に比重の重い、そういうたよ
うな実力者を必要とするということ
であれば、官房長にそういうものを任命
するということもできましようし、その
辺のところは運用よろしきを得てや
ていきたい、かように考えております。

○森本委員 私の言っておるのは、何
も官房長になった者が次に次官になる
という意味ではないです。その指揮
命令系統というものを明らかにしてお
いた方がこういう問題についてはい
い。これは今までも、要するに局長な
り部長なりが、自分より下だと思つて
おった者がばこつと次官になったよう
な経験も今まではあるようですから、必
ずしも——その問題は別として、た
だし平生の業務を運行する場合にお
いて、やはり序列というものが一応き
まつてないと、これは苦い経験が郵政
省にはあるわけです。せつかく官房長
というものをこしらえるなら、実際の官
房長をこしらえる運用面において、そ

ういう点をよく考えてやってもらわな
いと困る、こういう私の発言です。
そこでちょっと参考までに聞いてお
きたいと思いますが、現在の俸給で
ね。これは経理局長か人事部長じゃな
いとわからないと思うのですが、今の
本省の部局長の俸給の等級表というも
のはどうなっておりますか。

○上原説明員 二等級でございます。
○森本委員 全部二等級ですか。
○上原説明員 全部二等級です。
○森本委員 二等級は幾らから幾らま
でありますか。
○上原説明員 ちょっと今お答えでき
ませんが、あとで……。
○森本委員 事務次官はどうなってい
ますか。
○上原説明員 一等級です。
○森本委員 この二等級というのは、
本省以外にはどこですか。
○上原説明員 本省以外には、地方郵
政監理局長、地方郵政局長、地方電
監理局長が一応該当者ということに
なっております。
○森本委員 そうするとこの事務次官
を除いた以外は、今全部二等級とい
うことですね。
○上原説明員 予算的にはみなそうい
うことになっております。
○森本委員 現実には……。
○上原説明員 現実にもさうになつ
ておると存じておりますが、詳しいこ
とはまたお知らせいたします。
○森本委員 これは個人の名前も出て
きますから、そういうことを質疑応答
でやるのも何ですから、本省の部局
長、電気通信監理官、そういうのと、
それから現在の事務次官の一応の俸給
の等級表と、そういう序列がどうなっ

ておるか、一つわかる資料があったら
ほしいのですが……。
○上原説明員 資料を提出いたします。
○森本委員 その資料はあとでいた
くことといたしまして、なおこの官房
長の位置づけの問題について、私はさ
らにちょっと質問をしておきたいと思
います。郵政省としては、これはせつ
かくもして上つたものが紛争の種に
なったり、あるいはまた混乱をする種
になつたりして——どうせ大臣とか政
務次官とかいうものは長いことやるも
のではないから……。ところが官房長
を一たび法律で置いたら、これはずつ
と置くわけですから、これが時の郵政
大臣なり政務次官の考え方によつて
どうにでもなるということになると、
これは非常に人事の混乱ということに
もなりかねない、こう思つて非常にその
点の運用を心配しておるわけですので、
(金丸(徳)委員「関連質問」と呼ぶ)
これは後ほど質問をすることにして、
今関連質問があるようですから……。

○金丸(徳)委員 ちょっと今の問題に
関連しまして、実は大事なことだと思
いますので私も伺いたしたいので
ありますが、この官房長あるいは一局
を作るといふような機会はあるに
回ってくるものではないですね。郵政
省の各部局というのは、それぞれなか
なか忙しい現場をたくさん持つてお
るものでありますから、局長も次長もな
かなか忙しい。そういう忙しい結果
が、とかくよその省との連絡が欠けて
きた。次官がおりますからいいとはい
うものの、次官だけでは間に合わない
面が出てくる。ことにいろいろ政治折
衝などをする場合においては、各局長
あるいは次長がそれぞれなさる場合よ

りも、もっと別な調整的な立場から、次官と相協力してそういう行動を起す必要がたびたび出てくるのではないかと感じておたつたのです。そういう意味におきましては、今度の官房長設置というものは非常に大事な意義を持つておると私は思います。これをただ単に文書課長が忙しいから、一課では間に合わないから総務課を分けて二つにした、それでその二つのものを合せたものを統轄する意味において官房長を置くということではないに、それでは私はかつてとられたような総務部長でよかったと思う。総務部長でなくて官房長という名をとつたのは、総務部長という純事務的な仕事ばかりでなしに、さらに加うるに次官にかわつて政治的な行動もとれるという高度の立場を持つてからそこで意義を非常に深く高く持つてくるのだらう、こう思つておるのです。そこで、実際の人事につきましてはいろいろお考えもあらうかと思ひますが、考え方の基本といたしましては、官房長はやはり官房長という名にふさわしい仕事、意義を持たせるような方向でいつていただきませんか、何かつまらない感じがするのであります。が、一体その点はどうでありましょう。

○廣瀬政府委員 さつきの私の説明にいたしまして、渉外的な仕事が非常に重要な要素である、使命であるという点も申したつもりでございますけれども、その点が内部のことに重点を置かれまして、あるいは軽く申し上げたかも知れぬと存じますが、御指摘のようたに對外關係におきましては非常に大きな、大臣に直屬いたしまして、政務次官あるいは事務次官あたりと一緒に

仕事をやつてもらふという面が非常に多いのじゃないか、かように考えておるわけでございませう。ただ、政治的にいろいろやるということについては、大臣なり政務次官という文句がございませうから、それ以外にやります面というものは非常に多いと思つておりますので、そういうことに非常に大きな期待を持つておるわけであります。

○金丸(徳)委員 それで結局人事の扱いについて今度大きく出発される場合において大事だと思ひますので、そのようなお扱いをなさる方針を持たれることがお望みだと思ひますから、これはお答えいただかなくても腹の中におさめておいていただければいいことではありますけれども、どうかそのように一つお進めが願ひたい、こう思うのであります。

○浅香委員 次に、郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資金の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四条の臨時特例等に関する法律案及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案を一括議題として質疑に入ります。これを許します。進藤一馬君。

○進藤委員 第二封鎖によりまして切り捨てられました貯金を旧預金者に戻すのは当然でありまして、今回の政府の措置はまことにけっこうだと思つておりますが、民間金融機関の大部分はすでに金融機関再建整備法によりまして第二封鎖預金の復活を終了いたしましたのであります。その状況を承わ

りたいと思ひます。

○加藤(桂)政府委員 お答え申し上げます。民間の金融機関におきまして第二封鎖の復活の状況でございませうが、銀行預金の第二封鎖預金は各銀行を平均いたしますと六割七分に相当するものが切り捨てられたのでございませうが、その後経済事情の好転に伴ひまして旧勘定の整理のために設けられましたいづゆる調整勘定というものに利益金が生じて参りましたので、昭和二十八年二月に地方銀行の一部が旧債権者に利益金の分配を開始いたしましたのを初めといたしまして、次いで三十五年五月には六六銀行が分配を完了いたしました。昨十二月をもちまして全部の銀行が分配を完了して、この調整勘定を閉鎖したということを開いておきまして、昭和三十三年一月から三月までの間に調整勘定の利益金の分配を完了したということを開いておきまして、まだその分配を完了してございませう。またその分配を完了しては、相互銀行それから信用組合の大部分、それから農林中央金庫、庶民金庫というようなもの等がございませう。

○進藤委員 郵便貯金の第二封鎖預金の払い戻しがおくられました理由はどういうわけでしょうか。それとこのような立法措置をとらなければならぬその御趣旨をお尋ねいたします。

○加藤(桂)政府委員 お答え申し上げます。この郵便貯金等の第二封鎖の切り捨てにつきましては、御承知のように旧大蔵省預金部の運用資産に戦争のために非常な赤字を生じたのでございまして、いづゆる赤字を一切昭和二十

四年二月二十一日に処理いたしましたのでございませうが、その際に一般会計から三十六億一千万円という金額の補償金を受けて、なお一億六千九百万円という郵便貯金の第二封鎖の分を切り捨てまして、いろいろいたしましてその赤字を処理いたしましたのでございませう。従いまして大蔵省預金部等損失特別処理法の規定によりまして、旧大蔵省預金部の資産から生じた利益金をもちまして、運用益をもちまして、この三十六億一千万円の一般会計から借りております補償金を将来返せということに法律の規定上なつておる次第であります。それがすなわち昭和三十三年十二月末日をもちまして、二十六億三千万円という利益金が生じたのであります。また十億足りませんので、将来この十億を生み出してから一切一般会計に借金返ししまして、初めてその上で今度は法律を要しないで、政令の定めるところによりまして郵便貯金の旧預金者等に返すことができるということになるわけでございますが、まだ十億足りませんので、大体これが昭和三十三年八月ころには一切三十六億の金を返せるといふふうに私たちは考えておるしだいでございます。そういう次第で法律の建前が、一般会計に返してから返そうということになつておつたのが一つの理由。それからもう一つは、先ほど御説明申し上げましたように、民間の方面におきましていろいろ信用組合であるとかあるいは相互銀行、いづゆる昔の無尽でございませうが、そういった相互銀行等がまだ分配を完了してございませう。そういうこととからいたしまして、今まで第二封鎖の補償がおくられておつたという次

第であります。

それからまた第二の御質問の、今度のような立法措置を要する理由は、二十四年二月二十一日をもちまして第二封鎖の貯金の債権というものが一応消滅いたしておりますので、これを、大蔵省預金部等損失特別処理法第四条の定めによりましてこの法律の規定は、一般会計にその三十六億の金を返してから初めて返すということになつておりますのを、臨時特例を設けまして、それを返す前に二十六億の利益金から二億四千万円の金を先借りいたしましたので、今回旧預金者に交付する、こういう手続が必要でありますので、こういった非常になつて長い題名であります。法律の改正を必要とするところになった次第であります。

○進藤委員 切り捨てが行われました昭和二十四年からすでに十年も経過してあります今日、当時の通帳などが紛失しておるものが多いのではないかと思ひますが、そういう場合に対してはどういうふうな措置をとられるのでありませうか。

○加藤(桂)政府委員 お答え申し上げます。ただいまの御質問のように、すでに切り捨てたので、中には通帳を紛失したり、あるいは当時の金融通帳等も紛失いたしましたし何ら証拠物件を持っていないという方もあるいは多いかと考えるわけでございまして、これに対処いたしますためには、切り捨てが行われました当時私どもの方で、中央貯金局の貯金原簿に切り捨てられた

額とそれから残った額を明記いたしてあります。またそのほかに第二封鎖預金設定額報告書というものと、それから第二封鎖預金切替額報告書というものを郵便局で作りました。中央貯金局に送りましてそれを保管いたしておる次第でございます。またその他第二封鎖預金の索引簿といったようなものも貯金局に送っておるわけでございます。この法律が施行されました際におきましては申請者の申請書類と引き合せまして確認いたしまして交付をする、こういうことを考えておる次第でございます。

○進藤委員 交付金に利子を加算して払われることになっておりますのは、ことにけっこうでありますけれども、その利率はどういうふうになっておりますでしょうか。

○加藤(桂)政府委員 第二封鎖預金の内訳としては、郵便貯金と郵便振替貯金の二種類があるわけでございます。郵便貯金につきましては昭和二十七年の四月一日に利率の改正がございましたので、それまでは旧利率の年二分七厘六毛、それから改正後は現在の年三分九厘六毛という利率で利子額を計算いたしまして元金に加えて交付するわけでございます。振替貯金につきましては利率の変更がございまして、年二分二厘八毛ということで計算いたしました利子をつけて交付する次第でございます。

○進藤委員 その交付金の総額なり、また交付を受ける人員と、一人当りの平均受取金額はどの程度のものでしょうか。

○加藤(桂)政府委員 交付金の総額は

二億四千百万円でございます。その内訳は元金に相当するものが一億六千九百万円でございます。利子に相当する額が七千百万円でございます。それから交付の対象になります人員は八万一千三百人でございます。その内訳は郵便貯金の預金者が約八万人おります。その他が郵便振替貯金の加入者でございます。また一人当り平均受取金額を申し上げますと、大体郵便貯金の方が一億八千八百円くらいでございます。振替貯金の方は七千八百円くらいになると思います。

○進藤委員 郵便年金についても第二封鎖があつたのじゃないかと思ひますけれども、その方はどうなっておりますでしょうか。

○大塚政府委員 郵便年金につきましては同じように第二封鎖になりました。切り捨てられた預金がございしますが、これは法律を要せずして政令で貯金と同じようなことがやれることになっておりますので、貯金の方でやりますのと期日を同じくして政令で同じようなことをやりたいと考えております。

○進藤委員 あと保険の問題と郵便の問題がありますが、この次にいたします。

○浅香委員長 森本靖君。

○森本委員 今一緒に伺うとややこしくなりますので貯金の方だけ先に聞きますが、この三十六億円の分ですが、もう少し具体的に説明して下さい。

○加藤(桂)政府委員 お答え申し上げます。昭和二十一年二月十七日に金融緊急措置令が施行されました。たゞいま御説明いたしましたような第二封鎖預金というものが設定されました。その後郵便貯金等につきましては三割相当

額の二億六千九百万円というものが昭和二十四年二月二十一日に切り捨てられたわけでございます。その際に、要するに旧預金部資金でいろいろの對外投資とか特殊会社に投資いたしましたものが、戦争によりまして返らなくなつた。従ひまして、そのときに、旧預金部資金の旧勘定と申しますか、それを一応総洗いいたしました。すると六十三億一千五百万円という赤字が出たわけでございます。この六十三億一千五百万円を埋めようということになりました。まずこの大蔵省預金部等損失特別処理法に基きまして旧大蔵省預金部会計に残つておりました積立金を充てまして、それからいよいよ臨時の評價益というものを補てんいたしました。それで郵便貯金の第二封鎖に相当する一億六千九百万円を打ち切つて充てましてなお差額が三十六億一千万円というものが出たわけでございます。

○森本委員 従ひましてその三十六億一千万円は一般會計からいゆる旧大蔵省預金部特別會計が借り入れをいたしました。それで一切の整理を完了したわけでございます。その三十六億一千万円の内訳と申されましたが、それは一般會計から借りた金でございます。

○森本委員 そうしますれば三十六億一千万円というものは貯金會計から返さなければいけません。

○加藤(桂)政府委員 郵便貯金特別會計とは何ら関係がないわけでございます。大蔵省のいゆる資金運用部特別會計から三十六億一千万円を返すということになっておるわけでございます。

○森本委員 そうするといゆる貯金特別會計とは全然関係がないわけでしょう。

○加藤(桂)政府委員 郵便貯金特別會計とは何ら関係ございません。

○森本委員 ないのにこの問題が現実に関係してくるのはどういふわけですか。その辺があなたの説明がややこしくてわからぬのですが……。

○加藤(桂)政府委員 お答え申し上げます。郵便貯金特別會計がこの法案に顔を出して参ります理由は、いゆる一億六千九百万円という預金者の権利が切り捨てられておるわけでございます。それに私どもが考えておりますのは、昭和二十四年二月二十一日から本年の三月三十一日まで預金が続けられたとしたならばかかるべき利子を計算いたしまして返そう、こう考えたわけでございます。これに要します経費が全体で二億四千百万円ということになるわけでございます。この二億四千百万円をどこから出すかという予算的な措置が必要になるわけでありまして、これは要するに旧預金部資金の旧勘定から出て参ります。その後運用いたしておりました。それから回収不能と考えておつたものが返つてきたということによりまして、いゆる利益金が生じたわけでありまして、それで昨年十二月末日をもちまして、二十六億三千万円という余裕金が出てきたわけでございます。これは回収金でございます。その中から二億四千百万円を先借りし、いゆる三十六億まで達しましたならば一般會計に返します。それから出てきた回収金をもつてならば、法律を要せずして、旧預金者に返していく、こういうことになるわけであり

○森本委員 そうするとこの二十六億三千万円というものは、三十六億に

なつて、一般會計に返すということになりまして、これは郵政省としては全然関係がない、こういうことになるわけですね。

○加藤(桂)政府委員 仰せの通りです。

○森本委員 それから先ほど進藤さんも質問なすつておりましたが、これが口数にして、振替と貯金で八万一千三百七十九ですか、これだけあるようでありまして、実際に払わなければならぬという人はどのくらいあります。か。

○森本委員 質問がわかりにくいと思ひますが、八万一千三百七十九というのは、十年間もほうつてあるわけですから、おそらく行方不明になったり死んだりなにかして、取りにこなかった人がだいぶあると思ひますが、これを具体的に調査してみたいことがあります。

○加藤(桂)政府委員 私どもの方としては、大体昭和二十五年ごろから、このいゆる第二封鎖預金関係の数字を正確にしようということで、各地方貯金局に命令いたしました。その後いろいろ資料の整理を急いでおりまして、大体現在各地方貯金局の数字は参つておるわけでございます。それによりまして、ただいま申し上げました八万一千三百の口数と、それから金額にいたしました一億六千九百万円というものを計算しておるわけでございます。

○森本委員 私が聞いておるのは、八万一千三百七十九というものです。この法律が通つた場合、どういふやり方でもつてこの預金者に通知をするか、こういうことです。

○加藤(桂)政府委員 先ほど申し上げ

ましたが、地方貯金局に原簿がござい
ます。あるいは原簿は全払いというこ
とになりますという、あと一年たち
ますと、原簿は保存期間が一年とい
うことになっておりますので、原簿がな
いものがございます。そういうものに
つきましては、郵便局で切り捨て当時
設定いたしました第二封鎖預金切捨額
報告書、第二封鎖預金設定額報告書、
あるいは地方貯金局によりましては、
旧預金者の第二封鎖の索引簿といっ
たものも作っておりますので、そうい
った資料を調べまして、一応貯金局で
やるものにつきましては、交付を受け
ようとする者の申請を待たないで、
地方貯金局から直接にその住所にあ
てて通知を出すことを考えております。
あるいは申請を放送したり、ポスター
で郵便局に掲示するというのも考え
ておりますが、一応はつきりわかるも
のにつきましては、地方郵便局で全部
旧預金者に通知を出したいというふう
に考えております。

○森本委員 それでその通知を出し
て、それで通知がいつて、それによ
って今度請求させて、それからさらに金
券を発送する、こういう手続をとるわ
けですか。

○加藤(桂)政府委員 さようござい
ます。

○森本委員 それで、この法律では、
かりに余った金があつても、これはま
た戻さなければいけぬわけですね。な
ぜこんなことをするのですか。

○加藤(桂)政府委員 先ほど申し上げ
ましたように、いわゆる元本に相当し
たしますものは旧大蔵省の預金部資金
というもののうちから回収されてきた額
から出ておるわけでございます。それ

から利子は、いわゆる資金運用部特別
会計でございまして、運用し
ております預託利子と、その他運用益
金でまかなうわけでございますので、
一応預金部特別会計の歳出ということ
にいたしました。郵便貯金特別会計に
受け入れたら、もし七年間たつても全然
申し入れがなかった、取りにこなか
ったという場合、いわゆる消滅いたし
た金は、これは不用になった金であ
ります。これはいわゆる運用部資産に返
します。これはいわゆる運用部資産に返
しませんと、一般会計に三十六億の金
を借りておりますので、それに充てる
原資でございますから、これを郵政省
でとつてしまふということとは絶対ない
次第でございます。

○森本委員 この三十六億一千万円と
いうものを大蔵省の方の資金運用部特
別会計が、一般会計から借りておると
いうのは、これは資金運用部特別会計
の責任でこれを将来払っていくかなけ
ればならぬというような説明であります
が、しかしこれは在外投資とかその他
の問題については何も資金運用部特別
会計だけの責任でやらなければならぬ
という意味合いのものではないでしょ
う。この損失というものは当時の国家
財政という観点から政策的にやつた問
題であつて、それをこの特別会計その
ものが全部責任を負わなければならぬ
という筋合いのものではないでしょ
う。金としてはそうではないでしょ
う。どうですか。

○加藤(桂)政府委員 一応一般会計か
ら三十六億の金を借りまして赤字の処
理を完了したわけでございます。従
って法律の建前といたしましては將

来運用で益金が出た、いわゆる回収額
が出てきた場合は、それをもって返す
ということになっておりますので、そ
の返済に充てるための資金が二十六億
三千万円昨年をもつて集まつたわけ
でございます。その金から二億四千百
万円というものをこちらから借りるわ
けでございます。借りるといふのは変
でございますが、いわゆる郵便貯金の
切り捨てられた、預金者に返す金額の
二億四千百万円をその二十六億三千
万円のうちから借りるわけでございます
ので、借りるといふか、そこから要
するに郵便貯金特別会計に繰り入れを
受けるわけですから、予算の財源をそ
こに求めたわけでございますので、郵
便局の第二封鎖の旧預金者に返さな
くなったという金は、これはその方に返
してやらないと、大蔵省資金運用部特
別会計が一般会計に返す金に予定した
しておりますので、その方に欠損を生
ずることになりますから返さなければ
ならぬ、こういうことでございます。

○森本委員 これは借り入れではないわ
けでしょう。この二億四千百万円とい
うものについては向うの会計から郵便
貯金特別会計に繰り入れるものであ
つて、余つたら、余つたらというより
も、将来何年ですか、期限は忘れまし
たが、とにかくこの期限内に支払いの
ながない場合には、向うに余つた金
額は一応お返しをする、こういうこと
でしょう。

○加藤(桂)政府委員 私が借りると申
しましたのは言葉がよくなかったのだ
でございますが、いわゆる繰り入れを受
けるわけでございますので、借り入れ
て将来返すというものではございませ
ん。二億四千百万円よりも取りにくる

人が多かったというような場合におき
ましては、もう少しそれから出すとい
うこともあるいはあるかもしれませ
ん。とにかくそういうことはもちろ
ん考えられませんが、従つて私どもとい
はしまして、旧預金者に返した以上に
こちらに余つた金を保留しておくとい
う理由はないのでございます。

○森本委員 これはほんとうを言うな
ら、八万一千三百七十九というものを
すでにもうこの預金者に郵政省の方
として通知をして、それではつきり
しておるものが大体五万人なら五万
人、あとの三万人程度というものはど
こへいったかわからないというふうな
資料ができておつてもいいじゃない
か。あなたの方は法律ができたからそれ
をやろうというのだらうと思ひます
が、それと、それから先ほどの、全払
いになった場合には各郵便局からの報
告書によつてはつきりするといふわけ
であります。ちよつとこの原簿を見
せていただきましたが、この金額は
全部大したことはないですから、事実
問題としてはそう大したものにならぬ
と思ひますが、実際問題として、この
全払いになった場合、各郵便局からの
第二封鎖切り捨ての確定報告書とい
うものによつてやると言われております
が、各郵便局からの書式もまちまちで
ありまして、果してこれが、貯金原簿
と同じような効力を持つてあなたの方
は支払いを促進すると思ひますが、あ
の紙切れがそれだけの効力があるとい
ふふうにはちよつと見当りませんな
ことを言つたところでどうにもならぬ
あれを資料にして払い戻しをするとい
うことにならうかと思ひますが、これ

周知宣伝はどうやるのですか、貯金局
の方から預金者に全部一ぺん出すわけ
ですか、それとも一ぺん周知をして、
言つてくる者は言つてこさせるし、そ
うでない分は周知をするようにするの
ですか、どういふふうにするのです。
○加藤(桂)政府委員 お答えいたしま
す。私どもの考え方といたしまして
は、一応全部につきまして貯金地の貯
金局から通知を差し上げるといふこと
を考えております。なお周知宣伝をい
たします。

○森本委員 その方が一番妥当である
し、また親切なやり方であると思ひま
すが、それはぜひやってもらいたい
と思うのです。
そこで、先ほどの第二封鎖の郵便年
金ですが、これはどのくらいあります
か。

○大塚政府委員 第二封鎖になりまし
たらうちから結局問題になりますのは、
切り捨てられました三割額だけが問題
でございますが、その額は当時の額で
三千八百百万円でございます。
○森本委員 当時の額で三千八百百万
円、これに対するところの、今回支払
う場合の金利はどういう工合になるわ
けですか。

○大塚政府委員 各契約につきまして
当時の予定利率を利率として復利
で計算をした利子をつけてお返しする
ということになっております。
○森本委員 そこでその三千八百百万
程度のいわゆる財政的な措置はどうな
るわけですか。
○大塚政府委員 郵便年金におきま
しては、幸いにしましてその後評価益
が出ております。従いましてその評価益
を財源といたしまして、その中から一

部、一般会計から当時補てんを受けた金を返しまして、また年金契約者に対しても先ほど言いましたような計算でお返しするというだけの財源があるわけでございます。

○森本委員 この切り捨てたときの三千八百万円という金は、どの会計へ切り捨てられて入っているわけですか。

○大塚政府委員 当時の簡易保険、郵便年金の赤字の補てんに結局使われたわけでございます。

○森本委員 そうするとその当時の郵便年金の会計の赤字に使われたこの三千八百万円というものが、今度支払われる場合には、現在の会計の益金において出す、こういうわけですか。

○大塚政府委員 さようでございませう。

○森本委員 この三千八百万円というのは金利と一緒にしましてどのくらいになりますか。

○大塚政府委員 金利が千八百万円余りでございまして、合せまして五千七百六十万円余りということになります。

○森本委員 これは口数にして大体保険局の方に原簿がちゃんとあるわけですか。

○大塚政府委員 口数にしまして二万五千件余りでございまして、ちゃんとその資料がございます。

○森本委員 このいわゆる原簿というのは各保険支局にあるのですか。

○大塚政府委員 はい、現在の地方保険局にあるわけでございます。

○浅香委員長 この際理事の補欠選任についてお諮りいたします。理事原茂

君が理事を辞任したいとの申し出がありますので、これを許可し、その補欠選任については先例により委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○浅香委員長 御異議なしと認め、理事に森本靖君を指名いたします。

次会は明十九日木曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十七分散会